

熊本地方裁判所委員会（第30回）議事概要

日 時 平成26年5月21日（水）
午後1時30分～午後3時30分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 労働審判制度について

出席者

（委 員）飯尾葉子、池田和隆、岡健児、簗島一也、隅川緑、古城里美、後藤眞理子、高橋慶明、中村信二、西村まりこ、濱田泰之、古井延武、森元末光（五十音順、敬称略）

（説 明 者）中村部総括判事、西田判事、吉田民事首席書記官、高村訟廷管理官、永野総務課長

（事務担当者）山本事務局長、甲斐事務局次長、永野総務課長

議事要領

第1 開会

第2 所長あいさつ

第3 新任委員紹介

第4 委員長の選出（地方裁判所委員会規則6条関係）

（1）委員長に後藤委員（熊本地方裁判所長）を選出した。

（2）委員長は、委員長に事故があるときの代理者として、松尾委員（裁判官委員）を指名した。

第5 議事

1 労働審判制度の概要について説明

2 労働審判事件の動向について説明

3 審判廷見学

4 意見交換及び質疑応答【●=委員長、○=委員、■=説明者】

● 先程、労働審判制度概要及び事件数等の動向について、説明

があったが、それぞれについて、質問等はあるか。

- 労働審判制度が施行されたのは、平成18年という説明があつたが、施行以前は、労働事件に関する紛争に対する裁判所の関与としては、調停又は訴訟という形で関わっていたのか。また、労働審判制度は、国民に対して、十分に周知されていないのではないか。裁判所は、どのようにこの制度を周知しているのか。
- 労働審判制度の施行前における、労働紛争解決の方法としては、訴訟、調停、保全手続等があった。これらの手続には一長一短があり、それぞれの手續の良い部分、例えば、迅速性（スピード）、柔軟性（話し合いによる解決）、専門的知識等を取り入れ、労働審判制度が作られたといわれている。
- 労働審判制度の周知活動については、リーフレットを各裁判所の窓口等に備え置いているほか、弁護士会、司法書士会、県、市町村、警察、商工会議所、商工会連合会、社会保険労務士会、就労支援センター等にも配布して、労働審判制度の周知活動を行っている。
- 本日配布しているオレンジ色のリーフレットは労働関係のトラブル解決に関する裁判所の手続に関するものであり、緑色のものが労働審判に特化した説明に関するものである。これらのリーフレットをいろいろな機関等に配布し、周知活動を行っているところではあるが、まだまだ、知名度が低いのではないかと思われる所以、何か有効な周知方法があれば、ご意見を伺いたい。
- リーフレットを見ると、申立人は労働者側という視点で記載されているが、申立人のほとんどが労働者側からの申立てなのか、また、雇用主側からの申立てはないのか。

■ 条文上、労働者側からの申立てに限る旨の規定はないので、雇用主側から申立てを行っていけないということはないが、私のこれまでの経験においては見たことがない。

今後は、雇用者側からの利用、活用もあるのかもしれないと思っている。

○ 労働審判事件を申し立てる労働者の多くは、労働局を経由する場合が多いようであるが、そのような機関に広報活動を行ってはどうか。

■ 労働局にもリーフレットを配布するなどして広報活動を行っている。

○ ところで、労働基準監督署を経由して、労働審判を申し立てたり、また、労働基準監督署で解決が図られる場合もあると思われるが、それぞれの件数はどの程度あるのか。

■ 労働基準監督署の件数は把握していないが、実際に事件を担当している印象としては、労働基準監督署を経由してくる事件は、申立件数の半分くらいと思う。その他に、労働基準監督署に相談してうまくいかない、また、所属している組合や、あるいは弁護士と相談して、労働事件としてくる事件が相当ある。

○ 調停手続で解決される労働関係の事件は、かなりの数あるのか。

■ 調停手続での労働関係の事件についてのデータは取っていないので、把握していない。

○ 調停委員として20年やっているが、労働事件にあたったことはないので、件数としては少ないのではないかと思う。

○ 労働審判手続の申立手数料は、どのくらいか。

■ 調停手続と同じであり、訴訟手続の申立手数料の半額である。例えば、地位確認の場合、訴額は法律により160万円とみな

されているところ、訴訟であれば、印紙額は1万3000円となるが、労働審判手続であれば、その半額の手数料を納めていただくこととなる。なお、労働審判手続から訴訟手続に移行した場合は、その差額（残りの半額）を納めていただくこととなる。

- 労働審判事件は、どのような内容の事件が多いのか。
- 金銭請求と非金銭請求（地位確認等）の申立件数は、半々程度である。
- 労働審判事件、労働訴訟事件の審理期間は、それぞれどの程度か。また、公務員も労働審判事件を申し立てることができるのか。
- 労働審判は、私人同士の労使関係を前提としているものであり、公務員の労使関係については、行政訴訟となる。訴訟手続の場合、争っている事案では審理期間は概ね1年程度であるが、労働審判手続については、それよりも短い期間で終了すると思われる。ただし、訴訟手続へ移行した場合は、長くかかることがある。

話し合いがある程度できている事案や、審判の結果に従うような事案、比較的解決しやすいような事案の場合には、労働審判をするメリットがある。

- 労働審判手続に適している事案と、訴訟手続に適している事案を、誰がどのように見分けるのか。
- これは非常に難しい問題で、弁護士に相談した場合は、弁護士が、早い段階で解決できると判断すれば、それは労働審判に馴染むのだろうし、互いに譲歩しないような場合は、訴訟の方が適していると判断されていると思われる。また、弁護士以外にも労組関係の人に相談する場合には、そちらの方である程度

の見極めがなされるのではないかと思う。

- 熊本県内も広いので、各支部でも労働審判事件の手続ができれば、利便性が向上するのではないかと思う。今後、検討していただければと思う。

- 人吉や天草等といった遠方の方のことを考えると、ご意見の趣旨ももっともだと思うが、件数が年に数件程度である場合には、集約した方が効率的であるということもあるし、支部は、本庁と異なり、裁判官の人数に限りがあるといったこともあって、まずは、本庁や大規模の支部において労働審判事件を取り扱うことになったのだと思う。

また、支部においては、裁判官1人でいろいろな種類の事件を取り扱っていて、時間の確保が難しい面もあるほか、労働審判員も市内に在住する方が多く、遠方の支部へ行くとなると、移動時間も含め、相当の時間を要することになる反面、労働審判員の方々も、それぞれ仕事をされていて、忙しい方であるため、時間の確保といった点でも難しい面があると思われる。

今後、事件数が増加すれば、支部においても労働審判事件を取り扱う可能性もあるのではないかと思う。貴重なご意見にお礼を申し上げる。

- 労働審判事件は、1回の審理にどの程度の時間を要するのか。
- 私の場合は、1時間半から2時間程度を要している。
- 私も2時間程度を要しているが、場合によっては、半日程度費やすこともある。
- 生徒達に対しても、将来、労働問題等にも目が行くよう、今のうちから働きかけをしていきたい。
- 意見というより、私は病院を経営しているが、そこでは超過勤務の問題等について、労働基準監督署等の指導、意見を素直

に聞いている。また、裁判員裁判についても従業員が参加する場合は、協力している。

- 残業代の不払等について、相談を受けることがあり、その際に労働審判について説明をするが、労働審判事件において、事業主が出頭しないことはあるのか。また、出頭しない場合はその後の手続はどのようになるのか。
- 相手が話し合いに応じないというのであれば、訴訟にするのが相当であるし、労働審判事件において、相手が出頭しないのであれば、24条の規定により、訴訟に移行することになる。初めから出頭しないということが分かっているならば、そもそも労働審判手続は、話し合いによって解決することが前提であることから、訴訟手続によるのが相当だと考える。
- 以前、労働事件関係（賃金不払い）で書類送検された事件があった。賃金不払の事件について、調停がまとまらない場合、どのようになるのか。
- 賃金不払事件については、金額に隔たりがある場合であっても、概ね話し合いはまとまっている。まとまらないのは、雇用関係でもめている場合が多い。

第5 次回開催日

平成26年11月26日（水）午後1時30分～午後3時30分

第6 次回のテーマ

裁判員制度広報の現状等